

Tranzax 株式会社のソーシャルファイナンス・フレームワークのソーシャルローン原則等への適合性に係る 第三者意見

JCR は、Tranzax 株式会社のソーシャルファイナンス・フレームワークのソーシャルローン原則等への適合性に関し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

Tranzax 株式会社は、中小企業の短期資金調達的手段となる補助金対応 PO ファイナンススキーム（本スキーム）に係るソーシャルファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）を策定した。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、本フレームワークが、資金使途を社会的課題の解決に資するプロジェクトに特定したファイナンスに係るグローバルな原則に適合するか否かについて、第三者意見を提供了。

本第三者意見では、下記の原則（以下、総称して「関連原則類」）を参照している。

- ・ ローンマーケットアソシエーション（LMA）等によるソーシャルローン原則
- ・ 国際資本市場協会（ICMA）によるソーシャルボンド原則

上記の関連原則類は、企業等が資金調達する際の指針を示すものであって、ファイナンススキームに係る体制等を整備する際の指針を定めたものではない。したがって、本第三者意見では、関連原則類における 4 つの核となる要素のうち、「調達資金の使途」、「プロジェクトの評価および選定のプロセス」および「レポート」に係る主要な事項に評価内容を絞り、適合性確認を行った。

その結果、本フレームワークに基づく本スキームの運営は、社会面におけるポジティブな成果がもたらされると関連原則類で認められた事業であること、また、Tranzax が本フレームワークで整備した本スキームの運営体制は、関連原則類に適合することを JCR は確認した。Tranzax が本フレームワークの下、ソーシャルファイナンスの推進に積極的に関与することで、本スキームを利用して中小企業へ資金を供給する金融機関や、PO ファイナンス®を受ける中小企業の持続可能な事業活動の推進に貢献することが期待される。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見

評価対象：Tranzax 株式会社のソーシャルファイナンス・フレームワーク

2021年7月2日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 4 -
II. 本フレームワークの関連原則類への適合性評価	- 5 -
1. 本フレームワークに基づく本スキームのソーシャル性	- 5 -
2. 適格プロジェクトの選定基準とプロセス	- 9 -
2-1. 本フレームワークの目的と Tranzax のマテリアリティ	- 9 -
2-2. Tranzax の設定した適格クライテリア	- 10 -
2-3. 本スキームの対象となる事業に係るネガティブな影響の確認およびその対応	- 11 -
2-4. 補助金対象事業の選定プロセス	- 12 -
3. レポーティング	- 13 -
III. 結論	- 14 -

<要約>

Tranzax 株式会社は、中小企業の短期資金調達の手段となる補助金対応 P0 ファイナンススキーム（本スキーム）に係るソーシャルファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）を策定した。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、本フレームワークが、資金使途を社会的課題の解決に資するプロジェクトに特定したファイナンスに係るグローバルな原則に適合するか否かについて、第三者意見を提供した。

本第三者意見では、下記の原則（以下、総称して「関連原則類」）を参照している。

- ・ ローンマーケットアソシエーション（LMA）等によるソーシャルローン原則
- ・ 国際資本市場協会（ICMA）によるソーシャルボンド原則

上記の関連原則類は、企業等が資金調達する際の指針を示すものであって、ファイナンススキームに係る体制等を整備する際の指針を定めたものではない。したがって、本第三者意見では、関連原則類における4つの核となる要素のうち、「調達資金の使途」、「プロジェクトの評価および選定のプロセス」および「レポートニング」に係る主要な事項に評価内容を絞り、適合性確認を行った。

その結果、本フレームワークに基づく本スキームの運営は、社会面におけるポジティブな成果がもたらされると関連原則類で認められた事業であること、また、Tranzax が本フレームワークで整備した本スキームの運営体制は、関連原則類に適合することを JCR は確認した。Tranzax が本フレームワークの下、ソーシャルファイナンスの推進に積極的に関与することで、本スキームを利用して中小企業へ資金を供給する金融機関や、P0 ファイナンス®を受ける中小企業の持続可能な事業活動の推進に貢献することが期待される。

I. 第三者意見の位置づけと目的

Tranzax は、中小企業の短期資金調達の手段となる本スキームに係る本フレームワークを策定した。

JCR は、本フレームワークが、資金使途を社会的課題の解決に資するプロジェクトに特定したファイナンスに係るグローバルな原則に適合するか否かについて、第三者意見を提供した。

本第三者意見では、下記の関連原則類を参照している。

- ・ LMA 等によるソーシャルローン原則
- ・ ICMA によるソーシャルボンド原則

上記の関連原則類は、企業等が資金調達する際の指針を示すものであって、ファイナンススキームに係る体制等を整備する際の指針を定めたものではない。したがって、本第三者意見では、関連原則類における4つの核となる要素のうち、「調達資金の使途」、「プロジェクトの評価および選定のプロセス」および「レポートニング」に係る主要な事項に評価内容を絞り、適合性確認を行った。

本第三者意見は、最初に本フレームワークに基づく本スキームのソーシャル性を確認した後、Tranzax の定める適格クライテリアおよび選定のプロセス、ならびにレポートニング体制が関連原則類に適合するかを確認している。

II. 本フレームワークの関連原則類への適合性評価

1. 本フレームワークに基づく本スキームのソーシャル性

本フレームワークは、Tranzax が提供する本スキームに係る運営体制等を具体的に定めたものである。

本スキームは、省庁や地方自治体（以下、総称して「省庁等」）が運営する補助金制度の交付決定を「発注（Purchase Order）」とみなし、省庁等から委託を受けた執行団体と当該補助金の申請者である補助事業者が電子記録債権を発生させることで、当該電子記録債権を担保に融資取引を可能とするものである。本フレームワークが定める内容は、本スキームを利用して、金融機関が補助事業者に対して融資取引を行う仕組みそのものを対象としている。

<本スキーム図>



(出所：Tranzax 提供資料より JCR 加工)

補助事業者には資金ニーズがあり、資金調達手段の一つとして、補助金が交付されるまでの間のつなぎ融資を希望するケースが多いが、従来は、以下の理由によって金融機関側の負荷が大きくなるため、柔軟な融資実行が困難だった。

- ①補助金の請求は事業者が行い、補助事業者に直接支払われるため、金融機関から見ると、補助事業者にいつ補助金が支払われるのかわからないこと。
- ②補助事業者に支払われた補助金が、必ずしもつなぎ融資の返済原資に充当されるわけで

はないため、つなぎ融資金の回収が困難になる場合があること。

これに対して、本スキームを利用すると、補助事業者は補助金の交付決定を受け、電子記録債権を発生させることで当該電子記録債権を担保にして金融機関から融資を受けることができ、金融機関は補助金が支払われた際に入金を受けることで、融資金を確実に回収することが可能になる。これより、より多くの補助事業者である中小企業にタイムリーな短期資金が供給される。また、金融機関側から見た場合、環境・社会問題の解決に資する取り組みを進める中小企業に対して資金供給を行うことで、金融機関自身の環境・社会への貢献を推進することが可能となる。

なお、本スキームの取り扱いが可能な電子債権記録機関は Tranzax のみである。

2021年6月末現在、本スキームの対象となる補助金制度は下表のとおりである。

制度運営母体	補助金制度名
中小企業庁	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
経済産業省	ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）
東京都中小企業振興公社	革新的事業展開設備投資支援事業
東京都中小企業振興公社	新製品・新技術開発助成事業
東京都中小企業振興公社	インキュベーション施設整備・運営費補助事業（整備・改修費部分のみ）
東京都中小企業振興公社	新型コロナウイルス感染症緊急対策設備投資支援事業
東京都中小企業振興公社	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業
経済産業省	共創型サービス IT 連携支援事業
岡山市	中小企業支援事業補助金
京都市	京都市森林整備事業補助金
京都市	革新的医療技術研究開発補助金
経済産業省	コンテンツグローバル需要促進事業費補助金

以下は主な補助金制度の概要である。

エネルギー対策特別会計関連補助金制度¹

環境省により提供される補助金制度。省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの開発・利用促進を支援する目的で設置されている。

令和3年度の予算では、以下の4つの柱に基づき、補助金制度が提供されている。

第一の柱：脱炭素でレジリエントかつ快適な地域とライフスタイルの創造

第二の柱：脱炭素のための技術イノベーションの加速化

第三の柱：グリーンファイナンスと企業の脱炭素経営の好循環の実現、社会経済システムイノベーションの促進

第四の柱：JCMによるビジネス主導の国際展開と世界への貢献

本スキームは、「脱炭素でレジリエントかつ快適な地域とライフスタイルの創造」に属する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）」で採用されている。この制度は、2050年温室効果ガス総排出量80%削減の実現に向けた地域循環共生圏の構築を目指すもので、脱炭素型地域づくりモデル形成事業、地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業、地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業を対象としており、CO₂の削減に寄与する事業が採択されることが期待できる。

京都市森林整備事業補助金²

京都市により提供される補助金制度。

森林資源の造成および森林の有する公益的機能の維持及び増進を図るため、森林整備事業に要する経費について、森林整備事業を行う者に対し交付する補助金。自然資源・土地利用の持続可能な管理に寄与する事業が採択されることが期待できる。

JCRによる確認結果

P0 ファイナンス®における補助事業者の大半である中小企業にとっては、その事業基盤および/または経済基盤の相対的な脆弱さから、大企業と比して、資金需要に応じた金融機関からの柔軟な資金提供を受けにくい。特に現在の低金利下においては、コストに応じたリターンが低いことなどから、金融機関が短期の融資を実行したくない傾向にある。

本スキームでは、電子記録債権という商流の特徴を生かして、より早く柔軟に中小企業

¹ <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/about/>

² <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000120079.html>

への資金提供が可能になる。また、P0 ファイナンス®の期間は、補助金の交付決定から補助金の受領までの4ヶ月から8ヶ月の短期であり、中小企業が受けにくい短期資金の融通に寄与する。

これより、JCRは、本フレームワークに基づくP0 ファイナンス®の資金使途が、補助金制度を利用する中小企業を対象とした「中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じ、社会経済的な危機に起因する失業の防止又は軽減するために設計された、プログラムと雇用創出」に該当すると評価した。

2. 適格プロジェクトの選定基準とプロセス

2-1. 本フレームワークの目的と Tranzax のマテリアリティ

<目標にかかる本フレームワーク>(抜粋)

1. 目的

本フレームワークは、当社において取り扱う『補助金対応 PO ファイナンス』の体制、基準、選定プロセスおよび管理方法を具体的に定め、本フレームワークに基づき、国内金融機関と連携を図り、サステナビリティファイナンスの取り組みを推進し、社会課題解決への貢献を進めることを目的とする。

2. 当社のマテリアリティ

(1) 当社の使命とマテリアリティ

当社は、「電子記録債権の革新的可能性に最新の IT 技術を融合させ、中小企業・ベンチャー企業に新たな金融のチャンスを提供する」ことを使命とする。

当社は、理念を同一とする SDGs の課題解決を重要な経営課題と捉え、国際社会で合意された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献することで、企業活動の向上と持続的社会的の実現に取り組み、創業 20 周年になる 2030 年に向けて、日本の中小企業支援において顧客企業から「最も頼られる存在」になることを目標に掲げます。



JCRによる確認結果

Tranzax は、「ファイナンスを、チャンスに」を企業理念として、本スキームによる中小企業への資金供給をきっかけに、中小企業の抱える課題や問題を解決することを目指している。

Tranzax は、中小企業が直面している生産年齢人口の減少、中小企業・小規模事業者の資金調達力の相対的な低下（資金調達手段の減少、金融機関の融資体制の硬直化などによる）を中小企業が抱える社会的課題と認識し、電子債権記録機関の申請準備と並行して、本スキームを考案・構築した。構築にあたっては、電子記録債権の専門家、金融庁、法務省などと協議を重ね、また補助金を提供している経済産業省、環境省等との対話も踏まえており、資金調達におけるインフラの一つとして定着するよう、仕組みとしての法的、実用面での安定性を高めている。

本スキームにより、中小企業が人的・時間的コストをかけずにより柔軟に資金調達することが可能になるため、Tranzax の認識している社会的課題の解決に資することができると考えられる。

以上より、Tranzax が社会問題解決を経営の重要課題の一つと捉えており、本フレームワークによって、Tranzax のミッションとも整合するソーシャルファイナンスの仕組みの提供を企図していることを確認した。

2-2. Tranzax の設定した適格クライテリア

<適格クライテリアにかかる本フレームワーク>（抜粋）

(1) 補助金制度の実施機関

当社が取り扱う『補助金対応 PO ファイナンス』は、以下が実施する補助金制度を対象とする。

- ① 国（各省庁）及び 関連する団体
- ② 地方公共団体 及び 関連する団体

(2) 参照すべき外部基準

当社が取り扱う『補助金対応 PO ファイナンス』の対象となる補助金制度は、以下のいずれかの基準に記載されているプロジェクト分類と合致するものとする。

「グリーンボンド原則」(ICMA)

「ソーシャルボンド原則」(ICMA)

「グリーンローン原則」(LMA、APLMA 及び LSTA)

「ソーシャルローン原則」(LMA、APLMA 及び LSTA)

「グリーンボンドガイドライン」

「サステナビリティボンド・ガイドライン」

「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」
(環境省)

(3) グリーン・ソーシャル基準

当社が取り扱う『補助金対応 P0 ファイナンス』は、グリーン分野およびソーシャル分野におけるいずれか（または複数）の基準を満たす補助金制度を対象とする。

A. グリーン分野

グリーン分野においては、フレームワークで定めるいずれかの分野・事業に対する補助金制度であること

B. ソーシャル分野

ソーシャル分野においては、以下のいずれか（または両方）の要件を満たす補助金制度であること

①直接的に特定の社会的課題への対処や軽減を目指すものであること

②ある一定の対象となる人々また社会全体にとってポジティブな社会的成果の達成を求めるものであること

JCRによる確認結果

Tranzax は、P0 ファイナンス®の対象となる補助金制度の選定に際して、適格クライテリアを設けて選定している。各補助金制度のグリーン性は、グリーンボンド原則、グリーンローン原則、グリーンボンドガイドライン、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン、ソーシャル性は、ソーシャルボンド原則およびソーシャルローン原則との整合性が留意されており、適切である。

2-3.本スキームの対象となる事業に係るネガティブな影響の確認およびその対応

<ネガティブインパクトにかかる本フレームワーク>

当社が取り扱う『補助金対応 P0 ファイナンス』は、ポジティブインパクトを上回る、ネガティブインパクトが想定される補助金制度は、対象外とする。なお、あらかじめ想定されたリスクに該当しない場合においては、補助金制度内容を踏まえて個別に判断するものとする。

JCRによる確認結果

本フレームワークの対象となる補助金制度は、すべて環境・社会に与えるネガティブな影響に関しても精査される。

Tranzax は、補助金制度そのもの、もしくは補助金利用者による環境・社会へのネガティブな影響の有無に関しては、原則として省庁等が懸念がないことを判断していると考えている。しかし、P0 ファイナンス®の対象として採択する際に、対象となる補助金制度について社内で精査をし、問題のないことを確認することとしている。

なお、Tranzax は、補助金制度全体に係る環境・社会へのネガティブな影響があると省庁等が判断した場合や、世論が形成された場合には、予算執行の停止を含め、省庁等が最終的に補助金の制度を見直すこと、また、既に融資が実行されていた場合に、ネガティブな影響が出た場合は、融資金融機関が適切な対応を図ることを考えている。これらの事象が発生した場合には、既述のステークホルダーの動向も踏まえつつ、Tranzax の取るべき対応を検討する旨を JCR は確認をしている。

これより JCR は、Tranzax が本スキームに即した適切な基準を参照し、適切な手続きを経てリスクの精査を行い、環境改善効果および/または社会的便益を上回るような負の影響がないことを確認していると評価している。

2-4. 補助金対象事業の選定プロセス

<選定プロセスにかかる本フレームワーク>

『補助金対応 P0 ファイナンス』は、以下のプロセスで選定を行う。

(1) 候補となるプロジェクト（補助金制度）の選定

サステナビリティ推進委員会事務局は、法人営業部から提出されたプロジェクト候補（補助金制度）から適格クライテリアを踏まえて選定する。

(2) 適合性確認

サステナビリティ推進委員会事務局は、選定された候補プロジェクトについて、本フレームワークに定める適格クライテリアへの適合性及びグリーンボンド原則やソーシャルボンド原則等の外部基準に照らしてサステナビリティファイナンスの適格プロジェクトとして認められ得るかについて確認を行う。

また、選定された候補プロジェクトに関するネガティブインパクトを確認し、その適格性を判断するものとする。

(3) 最終判断

サステナビリティ推進委員会事務局は、適合性確認を経て、サステナビリティ推進委

員会へ付議し、サステナビリティ推進委員会委員長の決裁により決定する。

JCRによる確認結果

本フレームワークでは、選定のプロセスについて、候補となるプロジェクトの選定から適合性の判断を経て、最終的な決定に至るまでの流れが定められている。

本スキームの対象となる補助金制度の調査および当該制度の環境・社会リスク評価は、サステナビリティ推進委員会によって行われる。サステナビリティ推進委員会は、取締役社長を委員長とする合議体で、Tranzax のサステナビリティに係る取組を推進することを目的に設置されている。これより、本スキームの対象となる補助金制度に係る選定について、適切に行われる仕組みが構築されていると判断される。

3. レポーティング

<レポーティングにかかる本フレームワーク>

『補助金対応 P0 ファイナンス』に係るレポーティングとして、弊社ウェブサイト上で以下の項目を開示する予定である。

- ・アウトプット：『補助金対応 P0 ファイナンス』の仕組みの提供
- ・アウトカム：実績資料を掲載
- ・インパクト：「電子記録債権の革新的可能性に最新の IT 技術を融合させ、中小企業・ベンチャー企業に新たな金融のチャンスを提供する」ことを使命とする。理念を同一とする SDGs の課題解決を重要な経営課題と捉え、国際社会で合意された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献することで、企業活動の向上と持続的社会的の実現に取り組み、創業 20 周年になる 2030 年に向けて、日本の中小企業支援において顧客企業から「最も頼られる存在」になることを目標に掲げる。

JCRによる確認結果

本フレームワークに基づくファイナンスは、Tranzax が直接行うものではないが、Tranzax は P0 ファイナンス®の利用状況の開示および啓発のために、上記のレポーティングを行うことを予定している。本フレームワークの定めるインパクトレポーティングを行うことにより、本スキームに参加する金融機関、もしくは今後の参加を検討している

金融機関に対して、本スキームの社会的意義を適切に理解することを促す。

これより、JCRはTranzaxの予定しているレポート体制が適切であると評価している。

III. 結論

以上の考察から、本フレームワークに基づく本スキームの運営は、社会面におけるポジティブな成果がもたらされると関連原則類で認められた事業であること、また、Tranzaxが本フレームワークで整備した本スキームの運営体制は、関連原則類に適合することをJCRは確認した。Tranzaxが本フレームワークの下、ソーシャルファイナンスの推進に積極的に関与することで、本スキームを利用して中小企業へ資金を供給する金融機関や、POファイナンス®を受ける中小企業の持続可能な事業活動の推進に貢献することが期待される。

(担当) 菊池 理恵子・丸安 洋史

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、評価対象であるフレームワークが JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、評価対象である調達資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、本第三者意見は、評価対象となるフレームワークが社会的課題に及ぼす効果を証明するものではなく、社会的課題に及ぼす効果について責任を負うものではありません。評価対象となるフレームワークが社会的課題に及ぼす効果について、JCR は評価対象のフレームワークの策定者または策定者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則を参照しています。

国際資本市場協会によるソーシャルボンド原則

ローンマーケットアソシエーション（LMA）等によるソーシャルローン原則

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

評価対象であるフレームワークの策定者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるフレームワークにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■ 用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、評価対象であるフレームワークのソーシャルローン原則等への適合性について第三者意見を述べたものです。

■ サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■ その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル